

足場からの墜落・転落災害の一層の防止

横浜市建築保全公社の工事において、仮設足場を設置する場合「労働安全衛生規則」に基づく措置の徹底に加えて、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」を講じ、事故防止に努めています。

ここでは、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外に実施していただきたい事項を紹介합니다。

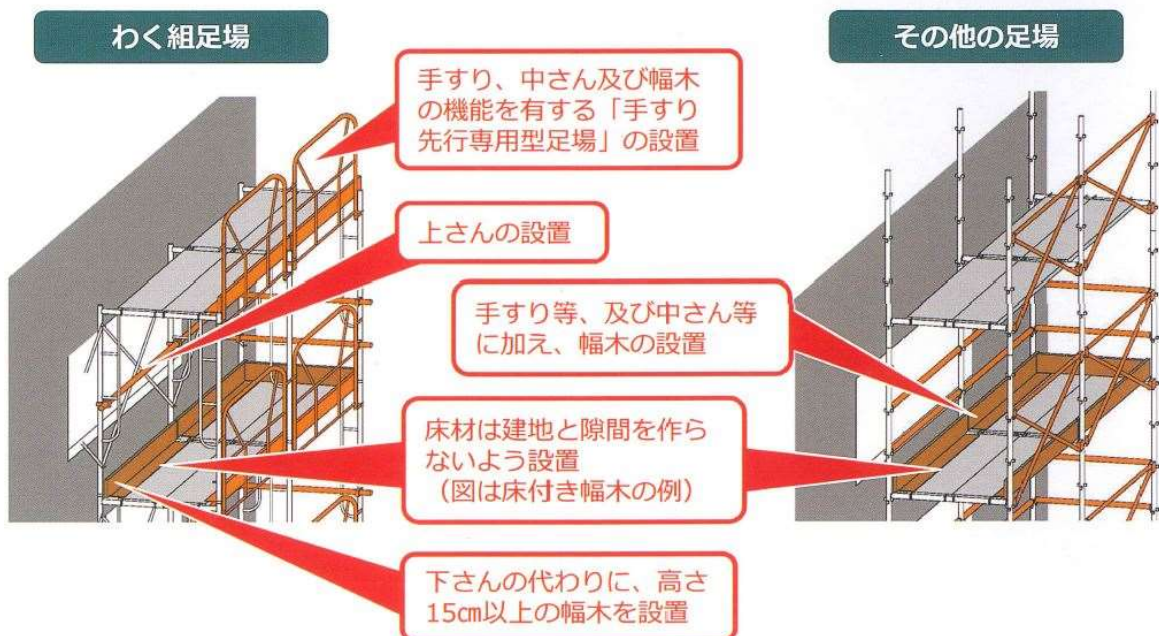
1. 足場の組立図を作成する

足場の組立図を作成し、手すり等の足場用墜落防止設備の設置や作業前の足場点検を確実にを行う。

2. 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図る

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努める。

3. 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」を講じる ※下図参照



① 足場の躯体側と反対側には、次の措置を講じる。

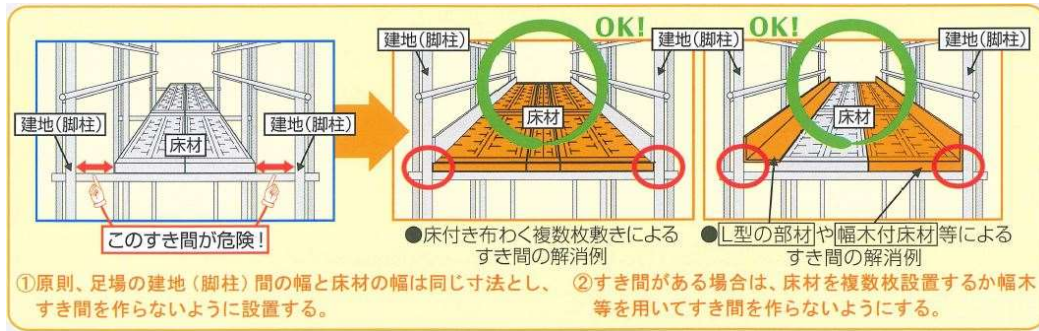
イ) 枠組足場においては、下さんの代わりに、高さ15cm以上の幅木を設置

※なるべく背の高い幅木にする

ロ) 枠組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木等を設置

② 枠組足場について、特に足場の躯体側には上さんを設置

建地（脚柱）と床材のすき間からの墜落防止措置



4. 足場の点検は十分な知識・経験を有する方、組立て等作業の当事者以外の方が行う

- ① 足場等の種類別点検チェックリストを作成し、これに基づき点検を行う
- ② 足場の組立て等の作業に直接従事した以外の者が行うことで、客観的で的確なものとなります

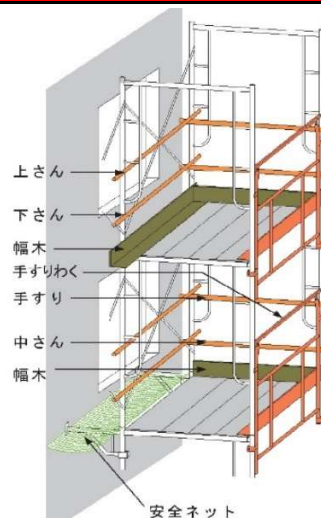
5. 足場で作業を行う労働者等の安全衛生意識の高揚を図る

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備の排除、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図る

墜落防止措置の注意事項

注1) 足場の躯体側にも、「労働安全衛生規則」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示す同じ措置が必要。

※安全ネット（層間ネット）は、物の落下防止措置の他、作業の都合上、臨時に手すり、中さん、幅木等を外す場合又は、手すり等が設けられない箇所へ措置するものであり（安全带併用）、**手すり、中さん、幅木等に直接、代わるものではありません**



(参考)

注2) 足場内の昇降階段は、架設通路と見なされており、**手すり**及び**中さん**の設置が必要です。

併せて、**階段開口部手すり**の設置も必要です

（右の写真：手すり及び中さんを設置した

昇降階段の例）



※無断転載禁止